

監訳者あとがき

本書は Cass R. Sunstein, *Laws of Fear. Beyond the Precautionary Principle*, Cambridge University Press, 2005 の邦訳である。原題の “Laws” は、本書が属する学問分野としての「法(律)」と、恐怖に関連する様々な心理的・社会的メカニズムに関する「法則」という二重の意味を持たされていると思われるが、邦題は後者を優先し、『恐怖の法則——予防原則を超えて』とした。

著者のキャス・サンステインは、巻末の略歴欄にあるように、ハーバード大学ロースクール教授(原著公刊時はシカゴ大学ロースクール教授)であり、二〇〇九年から二〇一二年にかけて、かつてシカゴ大学の同僚であったオバマ大統領の下で、行政管理予算局情報・規制問題室長も務めた。憲法・行政法・環境法・法理学・法と経済学といった幅広い分野における極めて多数の著作がある(彼の議論の全体像について参照、駒村圭吾他編『アメリカ憲法の群像——理論家編』尚学社、二〇一〇年、二五五頁以下(森脇敦史執筆))。邦訳されたものとして、『自由市場と社会正義』(有松晃/柳沢和夫/紙谷雅子訳、食料・農業政策研究センター、二〇〇二年)、『インターネットは民主

主義の敵か』(石川幸憲訳、毎日新聞社、二〇〇三年)、『実践行動経済学』(リチャード・セイラーとの共著、遠藤真美訳、日経BP社、二〇〇九年)、『最悪のシナリオ——巨大リスクにどこまで備えるのか』(田沢恭子訳、みすず書房、二〇一二年)、『熟議が壊れるとき——民主政と憲法解釈の統治理論』(那須耕介監訳、勁草書房、二〇一三年)、『動物の権利』(マーサ・ヌスバウムとの共編著、安部圭介／山本龍彦／大林啓吾監訳、尚学社、二〇一三年)がある。この中で『実践行動経済学』は本書第八章と、『最悪のシナリオ』は第三章をはじめとした本書の多くの部分と、それぞれ密接に関連するため、訳出にあたってはしばしば参照させていただいた。

本書の内容は、「はじめに」及び「結論」で著者自らが簡潔にまとめているため、以下ではそれを繰り返すことはせず、特徴的と思われる点について三点のコメントを付すにとどめたい。

第一に本書は、近年環境問題・環境法に関する議論において重要性が高まっている予防原則に對して、根底的批判を試みている。予防原則が社会的に有用な活動を阻害するという観点からの批判だけではない。同原則を文字通り受け止めれば、「問題のあらゆる面にリスクが存在する」(六頁)以上、同原則は何ら指針を与えず、機能不全に陥ってしまう(三四頁以下)というのである。また、イラク戦争(五頁)やグアンタナモ(二八五頁以下)が「予防」の名の下に正当化される危険を幾度も強調しているのは、もちろん原著公刊時における関心の高さを反映したものであるが、環境保護に肯定的で予防原則にシンパシーを感じる者が多いと思われるリベラル派を意識した議論だとも考えられよう。

予防原則を「リスク一般」を対象に「予防措置一般」を命ずるものとして、かつ、著者の言う

ところの「強いバージョン」(二二頁)において理解するとすれば、これは説得的な批判である。しかし、現実世界で議論される予防原則は、そこで問題になるリスクの種類について、予防措置のあり方とその程度について、明示的であれ暗黙であれ、なんらかの前提を置いていると思われる。予防原則を擁護するとすれば、それらの前提を明確に意識化して議論する必要があるだろう。もともと本書は、既になされているいくつかの精緻化の試みは成立し得ないと批判し(七五頁以下)、本来機能不全に陥るはずの予防原則があたかも機能しているように思えるのは、人々に内在する心理メカニズムに由来する一種の錯誤、「ある種の目隠し」(四五頁)に過ぎないという立場をとる。その上で著者なりの再構築——反カタストロフィ原則及びリスク・手段・安全マージンの特定化の試みがなされる(第五章)。このような予防原則批判と再構築が成功しているとみるかは、読者それぞれの判断に委ねられるだろう(批判的見解として参照、中山竜一「予防原則と憲法の政治学」法の理論二七号、二〇〇八年、八三―八五頁、愛敬浩二「リスク社会における法と民主主義」法哲学年報二〇〇九年、一六頁以下)。

第二に本書は、心理学・行動経済学の知見を広範に取り入れている。個人のヒューリスティックやバイアス(第二章・第三章)、そして集団極化などの社会的プロセスによる増幅過程(第四章)が吟味され、それに対する処方箋としてのリパタリアン・パターナリズムが提唱される(第八章)。本書出版後の二〇〇九年に(原著が)出版された『実践行動経済学』の表現を借りれば、完璧な経済人「エコノ」ではなく、我々「ヒューマン」の性質に即した制度設計が主張されているのである。

しかし、行動経済学に常につきまとうジレンマでもあるが、「ヒューマン」の判断が本当に「不合理」ないし「誤謬」と言えるのか、それはなぜかを理論的に詰めていくことは難しい（参照、川濱昇「行動経済学の規範的意義」平野仁彦／亀本洋／川濱昇編『現代法の変容』有斐閣、二〇一三年、四〇五頁以下、若松良樹「行動経済学とバスターナリズム」平野他編・前掲書四四五頁以下。また参照、那須耕介「可謬性と統治の統治」平野他編・前掲書二八五頁以下、三〇二頁）。本書はそのような理論的問題にはさほど踏み込まず、「不合理」「誤謬」の存在をひとまず前提とする。また、専門家自身のヒューリスティックとバイアスの存在を認めつつ、一般人よりは彼らの判断が優れている可能性が高いと考え、「競合的合理性」論には懐疑的である（二一四頁以下）。他方で本書は、仮に根拠のない恐怖であっても、恐怖自体が現実の社会的費用である以上、それに政府が対応する可能性も認める（一七三頁以下）。サンステイーンの「バランス感覚と現実感覚」（那須・前掲論文三〇一頁）が表れている議論であろう。

第三に本書は、冒頭で熟議民主主義の立場に立つことを宣言し（二頁）、「私たちはポピュリストにもなれないシテクノクラートにもなれない」（一四三頁）という。しかしこれは難問である。熟議民主主義の理論的な支えの一つとして、個々人の選好は熟議の過程で変わりうるものであり、またその過程において形成されるという「選好の変容」論がある（参照、田村哲樹「熟議の理由」勁草書房、二〇〇八年、三四頁以下。同書では、サンステイーンの一九九三年の論文「Democracy and Shifting Preferences」が引用されている）。しかし仮に、熟議が、集団極化やカスケードによって、主として不適切な方向へと我々の選好を変容させる構造をそなえているとしたらどうだろう。そ

れでも我々は、熟議民主主義にコミットできるだろうか。

サンスティーンが示す処方箋は、事実と価値の古典的な二元論を前提とする。「民主政においては、人々の思慮深い価値観が優先すべきである。しかし重視しなければならないのは、誤認された事実ではなく、価値観なのである」(三三頁)として、事実については専門家に優位性を認めただ上で、価値観については民主的決定を優先し、「費用が便益を上回る場合であっても、あることを行うことを選択する」可能性を認めるべきだという「認知的観点からの費用便益分析擁護論」(二七八頁)が展開される。「費用便益分析の最も重要な点は、何が実際に問題となっているかについてより具体的な感覚をもたらすことで、過剰な恐怖や不十分な恐怖に対する対応となることである。……それは算数によって拘束衣を着せようというのではなく、分析を整理して一貫性を促進するためのものである」(二四二頁)。

これはそれなりに常識的な立場ではある。しかし、専門家による「事実」認識についてどの範囲まで的一致が得られているかは、場合によりさまざまであろう。著者も認める専門家の構造的バイアスの可能性も見逃されるべきではない。方法も結論も様々に異なる専門知のどの範囲までを考慮すべきものとして民主主義的過程に組み込むべきか、というメタレベルの問いに対する答えがまず求められることも少なくない(たとえば本書があげるホルミシス効果(二三八―二九九頁)については見解が分かれるのではない)。また、客観的な「事実」をまず与えられても、「価値観」に関する議論が、やはり集団極化やカスケードを免れられないことも十分考えられるが、その点に対する解決策は特段示されていない。どちらかといえば本書では、民主主義的過程の再構築より

も、個人主義的価値を強調するリバタリアン・パターナリズム（第八章）のような処方箋がより強調されている印象を受ける（参照、那須・前掲論文、二九二―二九三頁）。「誰がどのような権限のもとで、そうしたアーキテクチャーを設計できるのか」という問い（中山竜一「リスク社会における公共性」井上達夫編『社会／公共性の哲学』岩波書店、二〇〇九年、一四五頁）がそこには残される。支払意思額（WTP）やそれに基づく統計的生命価値（VSL）を「より一層個別化」（二〇二頁）していこうという議論にも、同様の基調を見て取ることができるかも知れない。

さて、「恐怖」が余りにもアクチュアルになった三・一一以降に生きる我々にとって、本書の議論はどのような意味を持つだろうか。人々が「時に恐れるべきでないときに恐れ、恐れるべきときに恐れを知らない」（一頁）ことは我々もしばしば痛感している。一方では「安全神話」、他方で過剰に不安を煽る言説に取り巻かれてもいる。我々の認知メカニズムと社会的相互作用の過程が孕む危うさを指摘してくれる本書から学ぶべきものは多いだろう。しかし他方、今、実際にはリスクとつきあいながら生活している人々の意思決定や合意形成の過程のありようやそこでなされる語り合いは、本書が提示する課題や処方箋よりも、あるいはもう少し「先に進んでいる」かもしれない。だとしてもなお、我々の立ち位置を改めて確認して方向を見定める上で、本書から得るものは多いと思われる。

本訳書の成り立ちについても一言しておきたい。本訳書は、神戸大学法経連携専門教育プログラム（ELSPプログラム）において監訳者角松が担当した（監訳者内野もTAとして参加）外国書

講読授業（二〇二二年度後期）の成果である。同プログラムは、法学・経済学の両方の基礎的素養を身につけられるようにデザインされた少人数教育中心のプログラムであり、法学部・経済学部二年生を中心とする二六名の学生達（炭谷祐司、中井彩紀子、日野翔介、堀井怜利、松浦嵩、横江祐太（以上、法学部）、杉原大輔、足立芽依、磯野由佳、市村達大、岩堀涼祐、榎原啓介、片岡真麻、片山孝章、神原真人、北中杏奈、高橋優、兵頭混平、藤原将之、増田哲朗、宮本一輝、森林雅也、森本美香、山下一成、山本真里（以上、経済学部）、矯姝（大学院法学研究科）の参加は大変意欲的であった。毎回学部生参加者全員で各章を分担して訳文を作成し、報告班・コメント班からのチェックを経て、四か月の授業の間に本文すべての翻訳を完成させた（その後参加者有志（炭谷、高橋、中井、堀井、森本、森林）の協力により、再チェックと注を含めた原稿を作成した）。その上で監訳者兩名が訳語調整と文章表現の修正を行ったが、もっぱら角松の事情により作業が遅れに遅れ、結局、当初の予定より一年近く遅れた出版となった。学生諸君の努力に心より敬意を表するとともに、同プログラムの運営にあたって関係教職員にお礼を申し上げる。ただし、翻訳上の誤りは、もちろんすべて監訳者兩名の責任である。なお、監訳作業の過程でJSSPS科研費24243011及び24330011の助成を受けた。

山本顯治（神戸大学大学院法学研究科教授）、榊素寛（神戸大学大学院法学研究科准教授）、水野倫理（神戸大学大学院経済学研究科准教授）の各氏からは翻訳や訳注に関する貴重なアドバイスをいただいた。楊雅舒さん（神戸大学大学院法学研究科博士後期課程）は索引の作成を手伝ってくれた。記して謝意を表したい。最後に勁草書房の二人の編集者、本出版企画を快く引き受けて準備を整

えてくれた長谷川佳子さん、的確な編集作業と激励で遅れがちな監訳作業を前に進めてくれた橋本晶子さんにも、心よりお礼を申し上げます。

二〇一五年一月

角 松 史
内 野 美 穂